

集中治療室に関する施設基準等について

1. 診療報酬における集中治療室等の施設基準等について

- (1) 特定集中治療室管理料の施設基準
- (2) 新生児特定集中室管理料の施設基準
- (3) 総合周産期特定集中室管理料の施設基準
- (4) 広範囲熱傷特定集中治療室管理料の施設基準
- (5) 各施設基準を算定する施設数・病床数について

○平成 14 年医療施設静態調査より

診療報酬における集中治療室の施設基準等について

1. 特定集中治療室管理料の施設基準

～告示～

(1) 通則

- ア 病院の治療室を単位として行うものであること。
- イ 集中治療を行うにつき必要な医師等が常時配置されていること。
- ウ 当該治療室における看護師の数は、常時、当該治療室の入院患者の数が2又はその端数を増すごとに1以上であること。
- エ 集中治療を行うにつき十分な専用施設を有していること。

(2) 特定集中治療室管理料に係る減算の施設基準

重症者等を概ね9割以上入院させる治療室であること

～通知～

- (1) 専任の医師が常時、特定集中治療室内に勤務していること。
- (2) 特定集中治療室管理を行うにふさわしい専用の特定集中治療室を有していて、当該特定集中治療室の広さは1床当たり15平方メートル以上であること。ただし、新生児用の特定集中治療室にあつては、1床当たり9平方メートル以上であること。
- (3) 当該管理を行うために必要な次に掲げる装置及び器具を特定集中治療室内に常備備えていること。
 - ア 救急蘇生装置
 - イ 除細動器
 - ウ ペースメーカー
 - エ 心電計
 - オ ポータブルエックス線撮影装置
 - カ 呼吸循環監視装置
- (4) 新生児用の特定集中治療室にあつては、(3)に掲げる装置のほか、次に掲げる装置及び器具を特定集中治療室内に常備備えていること。
 - ア 経皮的酸素分圧監視装置又は経皮的動脈酸素飽和度測定装置
 - イ 酸素濃度測定器
 - ウ 光線治療器
- (5) 自家発電装置を有している病院であつて、当該病院において電解質定量検査、血液ガス分析を含む必要な検査が常時実施できること。
- (6) 原則として、当該治療室内はバイオクリーンルームであること。

- (7) 当該治療室勤務の医師及び看護師は、治療室以外での当直勤務を併せて行わないものとする。
- (8) 当該治療室に入院している患者の状態を重症度に係る評価表を用いて測定し、その結果、基準を満たす患者が9割以上いること。

2. 新生児特定集中治療室管理料の施設基準

～告示～

- (1) 病院の治療室を単位として行うものであること。
- (2) 集中治療を行うにつき必要な医師等が常時配置されていること。
- (3) 当該治療室における助産師又は看護師の数は、常時、当該治療室の入院患者の数が3又はその端数を増すごとに1以上であること。
- (4) 集中治療を行うにつき十分な専用施設を有していること。

～通知～

- (1) 専任の医師が常時、新生児特定集中治療室内に勤務していること
- (2) 特定新生児集中治療室管理を行うにふさわしい専用の新生児特定集中治療室を有していて、当該新生児特定集中治療室の広さは1床当たり7平方メートル以上であること。
- (3) 当該管理を行うために必要な次に掲げる装置及び器具を新生児特定集中治療室内に常備備えていること。
 - ア 救急蘇生装置（気管内挿管セット）
 - イ 新生児呼吸循環監視装置
 - ウ 新生児人工喚気装置
 - エ 微量輸液装置
 - オ 経皮的酸素分圧監視装置又は経皮的動脈酸素飽和度測定装置
 - カ 酸素濃度測定器
 - キ 光線治療器
- (4) 自家発電装置を有している病院であって、当該病院において電解質定量検査、血液ガス分析を含む必要な検査が常時実施できること。
- (5) 原則として、当該治療室内はバイオクリーンルームであること。
- (6) 当該治療室勤務の医師及び看護師は、治療室又は治療室、中間室及び回復室からなる病棟（正常新生児及び一般小児病棟は含まれない。）以外での当直勤務を併せて行わないとし、看護師については治療室以外での当直勤務を併せて行わないものとする。

3. 総合周産期特定集中治療室管理料の施設基準

～告示～

- (1) 病院の治療室を単位として行うものであること。
- (2) 集中治療を行うにつき必要な医師等が常時配置されていること。
- (3) 当該治療室における助産師又は看護師の数は、常時、当該治療室の入院患者の数が3又はその端数を増すごとに1以上であること。
- (4) 集中治療を行うにつき十分な専用施設を有していること。

～通知～

(1) 母体・胎児特定集中治療室管理料に関する施設基準

- ア 専任の医師が常時、母体・胎児集中治療室内に勤務していること
- イ 母体・胎児集中治療室管理を行うにふさわしい専用の母体・胎児集中治療室を有していて、当該特定集中治療室の広さは1床当たり15平方メートル以上であること。また、当該治療室に6床以上設置されていること。
- ウ 帝王切開が必要な場合、30分以内に児の娩出が可能となるよう医師、その他の各職員が配置されていること。
- エ 当該管理を行うために必要な次に掲げる装置及び器具を母体・胎児集中治療室内に常備備えていること。
 - ① 救急蘇生装置（気管内挿管セット、人工呼吸装置等）
 - ② 心電計
 - ③ 呼吸循環監視装置
 - ④ 分娩監視装置
 - ⑤ 超音波診断装置（カラードップラー法による血流測定が可能なものに限る）
- オ 自家発電装置を有している病院であって、当該病院において電解質定量検査、血液ガス分析を含む必要な検査が常時実施できること。
- カ 原則として、当該治療室内はバイオクリーンルームであること。
- キ 当該治療室勤務の医師は、治療室以外での当直勤務を併せて行わないものとする

(1) 新生児集中治療室管理料に関する施設基準

- ア 新生児特定集中治療管理料に関する施設基準（通知）の（1）～（6）までのすべてを満たしていること
- イ 当該治療室に病床が9床以上設置されていること

4. 広範囲熱傷特定集中治療室管理料の施設基準

～告示～

(1) 通則

- ア 病院の治療室を単位として行うものであること。
- イ 集中治療を行うにつき必要な医師等が常時配置されていること。
- ウ 当該治療室における看護師の数は、常時、当該治療室の入院患者の数が2又はその端数を増すごとに1以上であること。
- エ 集中治療を行うにつき十分な専用施設を有していること。

～通知～

- (1) 専任の医師が常時、広範囲熱傷特定集中治療室内に勤務していること
- (2) 広範囲熱傷特定治療室管理を行うにふさわしい専用の広範囲熱傷特定治療室を有していて、当該特定集中治療室の広さは1床当たり15平方メートル以上であること。また、当該治療室に6床以上設置されていること。
- (3) 当該管理を行うために必要な次に掲げる装置及び器具を広範囲熱傷特定治療室内に常備備えていること。
 - ア 熱傷用空気流動ベッド
 - イ 救急蘇生装置（気管内挿管セット、人工呼吸装置等）
 - ウ 除細動器
 - エ ペースメーカー
 - オ 心電計
 - カ 心電図モニター装置
- (4) 自家発電装置を有している病院であって、当該病院において電解質定量検査、血液ガス分析を含む必要な検査が常時実施できること。

(5)各施設基準を算定する施設数・病床数について

平成14年医療施設静態調査より

特定集中治療室							
	施設 総数	病床 総数(床)	施設		病床		病床数/施設数 (床)
			数	構成割合(%)	数(床)	構成割合(%)	
20~49床	1,327	50,043	20	3.1	75	1.4	3.8
50~99	2,399	172,260	46	7.1	205	3.9	4.5
100~149	1,456	175,514	41	6.4	227	4.4	5.5
150~199	1,241	215,945	41	6.4	236	4.5	5.8
200~299	1,165	281,129	47	7.3	340	6.5	7.2
300~399	750	251,654	96	14.9	780	15.0	8.1
400~499	360	157,280	86	13.3	596	11.5	6.9
500~599	197	105,631	84	13.0	689	13.3	8.2
600~699	127	81,210	68	10.5	560	10.8	8.2
700~799	57	42,183	33	5.1	253	4.9	7.7
800~899	35	29,251	29	4.5	332	6.4	11.4
900以上	73	80,493	54	8.4	901	17.3	16.7
総数	9,187	1,642,593	645	100	5,194	100	8.1

新生児特定集中治療室							
	総数	病床 総数(床)	施設		病床		病床数/施設数 (床)
			数	構成割合(%)	数(床)	構成割合(%)	
20~49床	1,327	50,043	2	0.8	5	0.2	2.5
50~99	2,399	172,260	4	1.5	27	1.3	6.8
100~149	1,456	175,514	7	2.6	56	2.6	8.0
150~199	1,241	215,945	4	1.5	28	1.3	7.0
200~299	1,165	281,129	17	6.4	121	5.7	7.1
300~399	750	251,654	35	13.2	214	10.1	6.1
400~499	360	157,280	32	12.1	189	8.9	5.9
500~599	197	105,631	35	13.2	387	18.2	11.1
600~699	127	81,210	44	16.6	340	16.0	7.7
700~799	57	42,183	24	9.1	192	9.0	8.0
800~899	35	29,251	17	6.4	142	6.7	8.4
900以上	73	80,493	44	16.6	421	19.8	9.6
総数	9,187	1,642,593	265	100	2,122	100	8.0

* 総合周産期特定集中治療室管理料の施設基準に掲げられるものを含む。